プロジェクト	実務対応 金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについて
項目	第 459 回企業会計基準委員会及び第 139 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 459 回企業会計基準委員会 （2021 年 6 月 14 日開催）及び第 139 回実務対応専門委員会（2021 年 6 月 23 日開催）で議論された、EFRAG ディスカッション・ペーパー「暗号資産（負債）の会計処理」（以下「本 DP」という。）へのコメントの検討に関する事務局の分析について聞かれた意見をまとめたものである。

II. 分析について聞かれた意見

総論のコメントについて

<u>第 459 回企業会計基準委員会で聞かれた意見</u>

2. 全体として、本 DP に対する総論部分のコメントの方向性に関する事務局の提案を支持する意見が聞かれた。

3. そのうえで、次のような質問、意見が聞かれた。

(1) 本 DP が定める暗号資産の定義においては、分散型台帳技術の採用が 1 つの要件として直接的に言及されている。しかしながら、分散型台帳技術自体は、デジタル形式であり排他的に所有の対象となり得るという暗号資産の本質とは関係がないと考えられるため、現時点では検討対象作業の範囲の議論であると承知しているものの、分散型台帳技術の採用を暗号資産の定義における 1 つの要件として定めていることに疑問がある。

(2) 関連する技術の進歩に伴い、現時点で暗号資産と呼称する項目の内容自体が将来的には変わり得ると考えられ、実際に基準開発に着手することとなった場合には、基準開発の対象とする暗号資産の範囲を具体的に定義することは困難であることが予想される。

(3) 基準開発に着手するかの判断において、対象とする取引又は事象の実態について関係者の共通理解が得られているかに着目する場合、関連する技術の進歩に

伴い実態も変化していく可能性があると考えられ、実態の共通理解が得られているかを判断することは容易ではないと考える。

(4) 基準開発に着手するか否かの判断において、対象とする取引又は事象の実態について関係者の共通理解が得られているかに着目するというアプローチ自体は合理的であると考えるものの、「関係者」という用語が意味する範囲が不明確であると考えられるため、その意味する範囲がより明確になるように表現を工夫すべきであると考える。

(5) 基準開発に着手するか否かの判断において、実務に多様性が見られるかどうかを重視すべきであると考える。

(6) 売買目的で保有する暗号資産については純損益を通じて公正価値で測定すべきとする主張自体については共感できるものの、実務対応報告第 38 号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」では活発な市場の有無により異なる測定方法を定めていることを踏まえると、保有する暗号資産の測定規準に関する IFRS 基準の開発において、活発な市場の有無と保有目的のいずれを重視すべきかについては検討が必要なのではないか。

第 139 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

4. 対象とする取引又は事象の実態について共通理解が得られていないという表現がどのような状況を意味しているか（例えば、取引条件等が明らかではないため実態の把握が難しいもの、様々な取引が存在しており類型化が難しいもの、実態は把握できるがその会計処理をめぐって判断が分かれており共通理解が得られていないもの等）不明確であると考えられるため、より明確になるように表現を工夫すべきであると考える。

5. 我が国において ICO の発行事例が少ないという点については、ICO の発行に関する会計基準がないために取引しづらいという事情もあるのではないかとの意見も一部の実務家から聞かれている。そのため、ICO の発行に関する実態についての関係者の共通理解が得られていないという総論部分の見解とは必ずしも同じではない意見を有する関係者もいるのではないか。

6. ICO の発行者の会計処理について、基準開発の長期的な対応としてリサーチ・プロジェクトとして着手すべきという考えもあるのではないか。

7. 「非金融投資」という用語を用いる場合、読み手によって異なった解釈とならないよう、その定義を明確にすべきであると考える。

8. 暗号資産の保有者に関する基準開発における短期的及び長期的なアプローチに関

する説明を総論の冒頭で行うことにより、基準開発におけるアプローチの優先順位がより明確となり理解しやすいものとなるのではないか。

9. IFRS 基準の開発を行う場合の暗号資産の定義についてのコメントに関して、基準開発の対象とする暗号資産の種類に応じて暗号資産の定義を定めるべきと考えているのであれば、その意図が明確になるように記載した方がよいのではないか。

10. 基準開発のアプローチにおける長期的な対応として、短期的な対応において開発した基準を包含する形で原則的な会計基準の開発に取り組む必要について検討すべきとする意見の中の「原則的な会計基準」という表現が適切かどうかについて確認した方がよいと考える。

暗号資産の保有者における会計処理に関するコメントについて

第 139 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

11. 暗号資産を他人の計算で保有する仲介保有者における会計処理に関して、実務対応報告第 38 号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」における我が国での取扱いについて紹介することも考えられるのではないか。

12. 発行者が一定の義務を負担するいわゆるユーティリティトークンのうち関係者の共通理解が得られているものについては、保有者と発行者で会計処理が対称となる場合も考えられるため、保有者と発行者の会計処理を併せて検討するということも考えられるのではないか。

暗号資産の発行者における会計処理に関するコメントについて

第 139 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

13. 基準開発に着手すべきかを判断するにあたり、対象とする取引又は事象の実態について関係者の共通理解が得られていることに加えて、実務において多様性が見られることも判断要素として言及することについては検討が必要なのではないか。

暗号資産の会計上の評価に関するコメントについて

第 139 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

14. 暗号資産の会計上の評価に関しても、総論部分で言及することが考えられるのでは

ないか。

以　上